

事 務 連 絡

平成22年3月23日

関 係 各 位

国土交通省総合政策局建設業課

課長補佐 岩崎 等

建設リサイクル法省令改正リーフレットの送付について

平素は建設リサイクル法の施行にあたり、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本年2月9日付けで、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令(平成22年2月9日国土交通省令第3号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成22年2月9日国土交通省・環境省令第1号)が公布され、平成22年4月1日より施行されます。

このことについて、周知用リーフレットを作成しましたので、会員各社へ配布する等、ご活用ください。よろしくお願いいたします。

(問い合わせ先)

国土交通省総合政策局建設業課 永井

03-5253-8111(内線24755)